

事務所通信

2022年11月

中山貴子社会保険労務士事務所

〒154-0015

世田谷区桜新町1-40-7

石田ビル202

<https://中山社労士.com>

特定社会保険労務士

中山貴子



今年もいよいよ1か月余りとなりました。急に寒くなってきましたが、お元気でお過ごしでしょうか。

さて、また新型コロナウイルスが蔓延しています。健康保険の被保険者であれば、私傷病の際には生活補償として「傷病手当金」が健康保険から支給されますが、コロナに感染した場合も要件に該当すれば受給することができます。最初の3日間は待機期間で支給されないのですが、4日目以降に支給されます。傷病手当金における「待機期間」の3日間は、労災保険とは異なり、「連続」した3日（土日を含む）であることが必要です。今月は、協会けんぽ東京における傷病手当金のコロナ特例について取り上げました。この特例では、医療機関での受診がない自宅療養であっても明らかにコロナに感染していると考えられる症状がある場合等は医師の証明なしで受給できます。ですが、可能であればなるべく医療機関での受診をお勧めします。

また、コロナの症状として強い「倦怠感」があることが多くありますが、この倦怠感により労務に服することができない場合も傷病手当金の支給対象期間となります。しかし、症状は改善しているけれど「感染拡大防止」のために、保健所や会社から「自宅療養」を勧められて休業した期間は支給対象期間には該当しません。会社が自宅療養を命じた場合は労基法上の「休業手当」の支払い義務が会社に生じるので注意が必要です。コロナによる傷病手当金について詳細についてのご質

問等やご相談がありましたらお気軽にご連絡ください。

また、今回は**公的年金シミュレーター**についても取り上げました。給与や賞与の度に納付している厚生年金保険料！何のために支払っているのか、時々受給の点から見てみませんか？

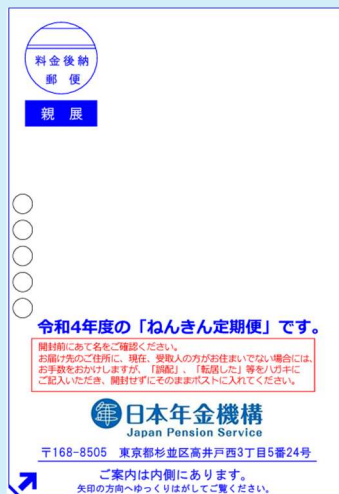
社会保険料は「標準報酬月額」や「標準報酬賞与額」に保険料率を掛けて計算していますが、この標準報酬月額や標準賞与額は、これらの年金支給の計算基礎となる重要なものです。労務監査の業務で色々な企業を見てみると、毎月の標準報酬月額が誤って低く算定されていたり、特に賞与支払の届出が抜け漏れが散見されます。そうすると、その分将来の年金受給額にも影響してしまいます。

公的年金には①**老齢年金** ②**障害年金** ③**遺族年金**の3つの年金支給があります。「老い」だけでなく、元気な時は忘れがちですが「障害」や「死亡」も支給対象となっている事を普段は忘れがちです。日本の年金制度は、世界で見ると、少子高齢化と平均寿命の伸長が想定以上に早が進んでいる事が大きな要因となって「充分性」「持続可能性」「健全性」等の指標から見て、残念ながら高評価ではありません。私たちの年金制度、受給の観点からも関心を持ってしっかりウォッチしていきたいものです。

記事内容

■ 法改正等

- ・ 新型コロナウイルス感染症での傷病手当金支給申請（協会けんぽ東京）
- ・ 将来の老齢年金額をスマホで試算してみましょう！



「公的年金シミュレーター」画面

【法改正等】

新型コロナウイルス感染症での傷病手当金支給申請（協会けんぽ東京）

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の対象となる方

💡 次の①または②のいずれかに該当する場合で、傷病手当金の支給要件を満たしている方が対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症「陽性」の方
- ② 新型コロナウイルス感染症「陰性」または検査未実施であるが、発熱等の症状がある方

※傷病手当金は次の場合に支給されます。

- ① 健康保険の被保険者である
- ② 私傷病で連続する3日間の待機期間（土日を含む）を含み4日以上仕事に就けなかったこと
- ③ 仕事に就くことができない状況である
- ④ 休業の間賃金が支給されない

通常の傷病手当金の場合は、支給申請書に「医師の証明」が必要ですが、協会けんぽ東京では、コロナの特例として、自宅療養で医師の証明が困難な場合は、**医師の証明を省略することができる特例措置**が取られています。

上記に該当する場合は、お気軽に弊所へ支給申請のご相談をください。

将来の老齢年金額をスマホで試算してみましょう！

今年の4月からスマホで簡単に年金額の試算が出来る「**公的年金シミュレーター**」の試験運用を厚労省が開始しています。これは、毎年、誕生日月に郵送される「**年金定期便**」の納付状況の下欄に「**年金見込額試算用二次元コード**」というのがあり、このコードをスマホで読み取って画面を開き、生年月日を入れるだけで試算ができるようになっていきます

（面倒なIDやPWは不要）。これまでの加入実績に加え、厚生年金被保険者であれば、今後の年収や働き方（サラリーマンなのか、自営で国民年金なのか等）、受給開始年齢を自身で入力して、それらを加味した将来の年金受給予定額をグラフで表示することができます。紙で見るとイメージがしやすくなっています。繰り下げや繰上げをした際の受給予定額の増減もグラフで可視化されています。

年金というと、「**老齢年金**」がまず思い浮かびますが、年金が受け取れるのは「老齢」の場合のみではありません。その他にも、万が一障害を負った場合、障害等級に該当すれば「**障害年金**」が支給されます。また、死亡した際にも、亡くなった方によって生計を維持されていた配偶者やお子さん等の遺族に「**遺族年金**」が支給されます。元気で働いている時は考えもしない事への補償にもなっています。

普段は保険料の支払いに頭を痛めることの多い「年金」ですが、どんな時にいくらもらえるのか、何のために保険料を払っているのか、受給についてもしっかりとチェックしておきましょう。

《障害年金（上）と遺族年金（下）の受給イメージ》

